スクールソーシャルワーカー養成における 演習教育に関する考察

―『スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』の分析を通して―

岡 村 ゆかり

要 約

本稿の目的は、スクールソーシャルワーカー養成のなかでも、特に演習教育において求められる取り組みについて、実践の現状を踏まえて明らかにすることである。

そのため、第1章ではわが国でのスクールソーシャルワーカーの状況として変遷と導入の経緯を明確にした。その上で、2008年度に開始された文部科学省によるスクールソーシャルワーカー活用事業の現状を整理し、配置の拡大状況などを明らかにした。第2章では、社会福祉士養成におけるスクールソーシャルワーク教育課程について、認定事業の仕組みや教育内容から捉えた。第3章では、先行研究のレビューを行い、養成に関する蓄積が少ないことなどを指摘した。第4章では研究方法を示し、第5章では、スクールソーシャルワーカー活用事業実践事例集からスクールソーシャルワークの実際と課題を捉えることを試みた。結果、改善事例紹介の問題種別による割合と今後の課題から「スクールソーシャルワーカーの資質向上」、「チーム学校の体制づくり」、「雇用体制の改善」といった3つの大きな課題が抽出された。第6章ではそれらの結果をもとに、演習教育で、アセスメント力や未然に防ぐ力を培うための取り組みや、学校・教育委員会の制度や文化を実際に理解できるような取り組み、社会福祉士養成をベースに工夫したスペシフィックな取り組みの必要性について言及している。最後に、本稿の貢献と限界を示し、今後の展望を述べる。

はじめに

2008 年度に文部科学省が「スクールソーシャルワーカー活用事業」を開始し、全国的にスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)が配置されることとなった。その動きに伴い、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の認定事業も開始された。本学でも社会福祉士養成をベースに、2016 年度にスクールソーシャルワーク教育課程が設置され、2018 年度からスクールソーシャルワーク演習が開講されることになった。2019 年度には実習教育が予定されており、2020 年度には本教育課程を

経て実践に携わる者が誕生する予定である。

現在、SSW の主な実践現場である学校では、子どもたちの抱える問題が複雑で多様化し、解決に時間を要するなど、いわゆる困難ケースが多くみられる。また、SSW は実質的に 1 人職場であったり、スーパービジョン体制が十分には整っていなかったりする状況もある。このような状況から、SSW には高い実践力や専門性が求められている。そのため、SSW 職に就くためには、社会福祉士等の資格保有に加え、ソーシャルワーク職としての 2~3 年以上の経験が雇用条件となる場合もある。一方で、多くは非常勤雇用である。高い専門性が必要とされる反面、雇用は不安定であるといったジレンマを解消していくことも必要になっている。

このような現状を踏まえ、本稿では、SSW 養成においてどのような専門性や実践力を学ぶ必要があるのかを明らかにし、そのために特に演習教育においてどのような取り組みを行う必要があるかを検討していきたい。

1. わが国の SSW の状況

(1) わが国における SSW の変遷

わが国におけるスクールソーシャルワークは、遡れば、1950年に高知県に配置された「福祉教員」の実践にたどり着くことができる。この福祉教員は、戦後の新学制が始まり、子どもたちの長欠・不就学問題対策のために配置されたという。 倉石 (2009) は、福祉教員を「<社会>と教壇のはざまに立つ人びと」、あるいは、「学校と外部世界との境界線、その線上にあって門の開閉を取り仕切るゲートキーパー」と紹介している。一般的な教員とは違い、学校の外との接触が多いことがうかがえる。その後、状況に応じて職務内容や配置形態に変化が見られるものの、福祉教員の数は全国的に増加していく10。

日本において SSW が一般的に知られるようになったのは、埼玉県所沢市での山下英三郎の実践だと言われている。山下 (1998:7) は、「80 年代の校内暴力の嵐が吹き荒ぶ時代に、子どもたちの権利擁護システムが学校制度の中に欠落していることに対して危機感を覚え、スクールソーシャルワークの導入の可能性を模索するためにアメリカへ留学した」という。山下は 1985 年に帰国後、ソーシャルワークの考え方に基づき、教育現場での活動を行っている。この山下による 1986~1997 年の実践を「スクールソーシャルワークのモデルプロジェクト」²⁾ と呼ぶ。その後、1990 年代後半まで SSW の社会的広がりが緩慢で、モデルプロジェクトを終えた山下 (2003:128) は、「残念ながら、わが国ではスクールソーシャルワークの意義については十分に関心を抱かれることがなかった」とも語っている。しかし、1999 年には日本スクールソーシャルワーク協会が設立され、2000 年には赤穂市(兵庫県)と結城市(茨城県)に、2001 年には香川県において SSW の配置や派遣事業がスタートしている。2005 年には大阪府に 7 名の SSW が配置されることとなり、門田 (2017a:264) によれば、この大阪府での取り組みが後に開始される「SSW 活用事業」への大きな推進力となったという。さらに、2006~2007 年にも 6 県、6 市区町、2 私立校で SSW の導入がみられ、SSW の配置の拡大が見られる。

(2) 現在の状況

① 制度化

それまで各地での取り組みが始まっていたが、2008 年度から文部科学省の「SSW 活用事業」によって、SSW の配置は全国的に行われることになった。その背景には、文部科学省(2008)の「いま、子どもたちを取り巻く環境の急激な変化が、いじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動等にも影響を与えている」という認識や、「心の問題とともに、児童生徒の問題行動等の背景に、家庭や学校、友人、地域社会など、児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは解決困難なケースについては、積極的に関係機関等と連携した対応が求められている」という認識があった。

SSW 活用事業における SSW の職務内容は、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等とされる。

また、2014年には、内閣府による子どもの貧困対策において学校を「プラットフォーム」³⁾ と位置づけることや、2015年には、文部科学省から学校や教員が心理や福祉等の専門スタッフと連携・分担する「チームとしての学校」⁴⁾ 体制の整備が打ち出された。それらの仕組みづくりにおいて、SSWの配置が位置づけられている。

さらに、2017 年 4 月 1 日からは、学校教育法施行規則 $^{5)}$ (第 65 条の 3) において、SSW が学校の職員として規定されるなど、SSW の制度化が拡大してきている。

② SSW の資格

文部科学省 (2017a:14) において、SSW に求められる能力及び資格については、次のように示されている。

[SSW の資格]

①社会福祉士又は精神保健福祉士有資格者が適当で、かつスクールソーシャルワーク教育課程修了者、これと同等の知識や技術を学ぶ職能団体や学会等の講習会を終了した者がより適当である。

なお、上記資格を保有する者が十分確保できるまでの間は、地域や学校の実情に応じ、②福祉や教育の分野において専門的な知識・技術を有し、かつ養成校団体や職能団体の実施するスクールソーシャルワークの講習を受講した者、③SSW活動経験の実績等があり、かつ社会福祉士・精神保健福祉士の国家資格の取得を目指す者とすることが適当である。

このように、スペシフィックな教育を受けた者がより適当とされており、専門性の高いソーシャルワーカーを求めていることがわかる。しかし、そのような人材が十分確保できない間は、他の条件にそって確保できる状況でもある。

③ 配置状況

SSW としての雇用者数は年々増加している。今後も、2019 (平成31) 年度までに、全中学校区(1万人)配置が目標として掲げられている。

図1は、SSW の雇用者実人数とそのうちの社会福祉士有資格者数である。雇用者数は、年々増加している傾向がみられる。また社会福祉士有資格者数の割合も年々増加し、2015年には50%となっている。ちなみに、精神保健福祉士有資格者数も加えると、2015年時点で全体の78.2%が有資格者となっている。配置数および社会福祉士等有資格者数も増加していることがわかる。

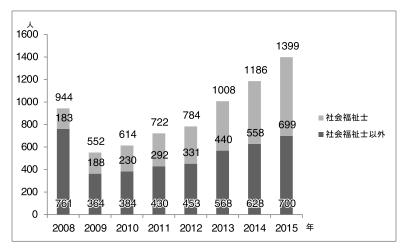


図1 SSW として雇用された人数と社会福祉士有資格者数

厚生労働省「第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会(平成30年2月15日)」 参考資料1に基づいて筆者作成

④ 配置形態

SSW の配置形態については、地域の実情に応じて、いくつかの形態がみられる。文部科学省 (2017 a:15) によれば、主な形態は次のような状況である。

単独校方式:SSW が配置された学校のみを担当する

拠点校方式:SSW が拠点となる学校に配置され、併せて近隣校を対象校として担当する

派遣方式:SSW が教育委員会に配置され、学校からの要請に応じて派遣する

巡回方式:SSW が教育委員会に配置され、複数校を定期的に巡回する

主に学校に直接配置されるのか、教育委員会から派遣されるかに大別できる。文部科学省は、適切な配置の範囲として、生活圏と同程度という見解から中学校区を示している。

文部科学省 (2018 d) によれば、2017 年度の九州各県教育委員会の状況は、福岡県は拠点校方式 (26 人)、佐賀県は派遣方式 (16 人)、長崎県 (31 人) は派遣方式と拠点校方式、熊本県は派遣方式 (義務制 22 人) と拠点校方式 (県立高校 8 人)、大分県は派遣方式 (21 人) と県立学校 (8 人)、宮崎県は派遣方式 (12 人)、鹿児島県は派遣方式 (7 人) と拠点校方式 (1 人)、沖縄県は単独校方式 (8 人)、拠点校方式 (4 人)、派遣型 (2 人)、巡回方式 (6 人) であった。

指定都市教育委員会の状況は、北九州市は派遣方式(9人)と単独校方式(3人)、福岡市は拠点校

方式(27人)、熊本市は派遣方式(9人)であった。

中核市教育委員会の状況は、久留米市は派遣方式(5人)、長崎市は派遣方式(9人)、佐世保市は派遣方式(4人)、大分市(20人)は拠点校方式と派遣方式、宮崎市は派遣方式(2人)、鹿児島市は派遣方式(4人)であった。

拠点校方式のみでの体制をとっているのは福岡県と福岡市のみで、部分的に拠点校を取り入れているのは長崎県、熊本県、沖縄県であった。多くは派遣方式での体制となっている。

2. 社会福祉士養成におけるスクールソーシャルワーク教育課程

(1) スクールソーシャルワーク教育課程の仕組み

文部科学省の「SSW活用事業」に伴い、社団法人日本社会福祉士養成校協会(現在の一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟:以下、ソ教連)は、2009年度より「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」を創設した。これは、スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程の設置のための認定事業である。

教育課程認定要件⁶⁾ として、「本連盟に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉士の養成校」とある。例えば、社会福祉士養成校の場合、①厚生労働省令に定める社会福祉士指定科目、②スクール(学校)ソーシャルワーク専門科目群:「スクール(学校)ソーシャルワーク論」(30時間)、「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」(15時間)、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導」(15時間)、「スクール(学校)ソーシャルワーク実習」(80時間)、③教育関連科目群、④追

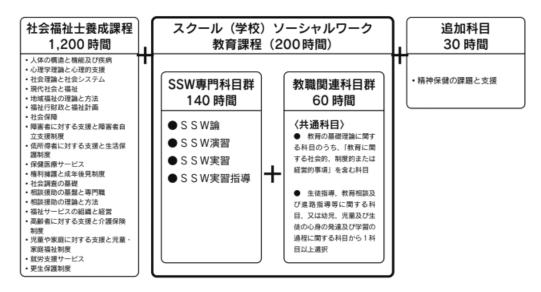


図2 社会福祉士養成課程に付設の場合のスクールソーシャルワーク教育課程のカリキュラムの例 資料: ソ教連(2017)「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」パンフレットより抜粋

加科目:「精神保健の課題と支援」が必要とされる科目であり、規定時間数以上の設置をすることが 求められている(図2参照)。

履修者は、要件を満たした場合に、「スクールソーシャルワーカー(一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定課程修了証明)申請資格」を得ることができる。そのため、本学でも SSW 養成課程を履修する条件に社会福祉士養成課程所属をあげている。このような状況から、SSW 養成は社会福祉士等の資格がベースとなって、スペシフィックな教育としての位置づけとなっている。

(2) スクールソーシャルワーク演習の教育内容

専門科目群の教育内容については、教育課程の認定事業を行っているソ教連によって提示されている⁷⁾。「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」は、次のような内容である。

<シラバスの内容>

【ねらい】

- ①個別事例へのアセスメントのみでなく、ソーシャルワーカーとして、教育行政や学校の動き、地域を把握し、地域アセスメント、学校(地域機関)アセスメントができる力をつける。
- ②スクール (学校) ソーシャルワーク実践、特にメゾ・マクロプラクティスについて実際に体験的に習得する。
- ③記録化する手法を持たない学校のなかで、記録化するだけでなく、校内で記録用紙を創造し、蓄積していく力をつける。

【含まれるべき事項】

①ソーシャルワークの価値、②子どもを取り巻く地域の状況、インフォーマルな機関を含めた地域機関、教育委員会、学校の状況を把握する、③ミクロプラクティス、④メゾプラクティス、⑤マクロプラクティス、⑥記録、スーパービジョン、評価

以上の内容に沿って、次の表1ように具体的な教育内容例が示されている。表の①~⑥は、シラバスにおける【含まれるべき項目】の番号である。

内容をみてみると、下線を引いたように、「教育委員会」や「学校」という言葉とともに、「調和」、「チームアプローチ」、「策定」、「位置づける」、「開発」、「体制づくり」といった言葉が多く用いられている。一方で、「親」あるいは「保護者」、「子ども」といった言葉はほぼ使用されておらず、また、子どもの発達理解等に関しても直接的には触れられていない。これらのことから、直接援助というよりも、学校を中心とした教育機関の理解やメゾ・マクロレベルの間接援助について学ぶことに重きが置かれていると考えられる。

表1「スクール(学校)ソーシャルワーク演習」の教育内容

想	想定される教育内容の例						
1	○福祉の価値、ミッションと は	・多数の教育関係者のなか、福祉の視点を教育と調和させながら示せる安定した福祉の価値観を実践的に獲得する。					
2	○地域アセスメント、学校ア セスメント	 ・市町村内の資源・サービスをインフォーマル含めて知る。 ・地域の状況を把握する。 ・教育委員会や学校のニーズを把握する。 ・学校の実態や状況、組織システムを把握する。 ・学校における支援人材や支援方法を知る。 ・これらを踏まえ、ソーシャルワークの展開において地域アセスメント、学校アセスメントの必要性とその手法を学ぶ。 					
3	○具体的な問題解決能力を高める。 ○アウトリーチ	・具体的な事例に対するアセスメント、プランニング、援助の実行のプロセスにおいて実際に展開できる力をつける。 ・さまざまなソーシャルワークスキルの活用を行う。 ・接近困難な事例や <u>教員に働きかける視点と方法</u> を学ぶ。					
4	○チームアプローチ○マネージメント○ケース会議○教育行政との協働	・校内あるいは関係機関や NPO 含めてチームアプローチを進め、マネージメントスキルを獲得する。 ・具体的に校内ケース会議や連携ケース会議を進める手法の獲得 ・教育行政との協働システムの策定について学ぶ。					
5	○市町村子ども家庭相談体制 に位置づける ○福祉・教育協働の相談体制 作り、地域に根ざした活動展 開 ○開発機能の意義と実践	・福祉の相談体制に位置づける力を養う。 ・福祉・教育協働の相談体制の策定について学ぶ。 ・学校外の資源を活用し地域に根ざした相談活動の展開方法を獲得する。 ・スクール (学校) ソーシャルワークが広く子どもたちの代弁ができる位置にあることを理解し、新たな仕組みを開発する視点を養う。					
6	○スクール (学校) ソーシャルワークを維持発展させる力をつける ○実証的にソーシャルワーク行為を示す力をつける	・地域でのスーパービジョン体制を策定する意義を理解し、その <u>体制づくり</u> を実践的に学ぶ。 ・記録をつける、データの蓄積を行なうなど説明できる力、効果測定を 行う力をつける。					

資料 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクール (学校) ソーシャルワーク教育課程認定に関する規定第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール (学校) ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について (通知)」(平成30年8月2日)より抜粋(下線は筆者)

3. SSW 養成に関する先行研究

わが国における SSW 養成をめぐる研究は、SSW 活用事業を契機に漸増しつつあると言えるだろう。2006年の日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会・日本精神保健福祉士養成校協会合同主催の「社会福祉教育セミナー」において、初めて SSW の養成教育のあり方を検討する分科会が設けられた。2008年には日本学校ソーシャルワーク学会が養成テキストを作成し、2010年には初めてスクールソーシャルワーク演習のテキスト(門田、鈴木 2010、米川 2010)が編纂されるなど、養成への関心は近年の動きとしてみられる。

SSW 活用事業開始を前に、2007年にはカナダの大学院レベルの養成が紹介されたり(鈴木 2017)、

カナダ・アメリカ・韓国との比較を行い大学院(修士)での養成が取り上げられたりしている(門田 2008)。2009年にはSSW活用事業の予算が縮減となったことを受け、太田(2009:56-59)は、次世代育成支援の文脈においてSSWを捉え、養成の課題として、職務内容に「ソーシャルワーカー」の明記がないこと、エビデンスの蓄積とSSW共通スケールの必要性、常勤職の確保と労働条件整備、SSW養成教員の資質といったことに言及している。その後、現職の社会福祉士に対する養成に関する研究(宮嶋 2011)などもみられる。

SSW 教育課程が創設された 4 年後の 2013 年には、演習教育の課題について実際の授業経験等から、学生がもつ学校の問題に対して具体的にイメージできない点や、演習と実習指導の開講時期や連携、社会福祉領域ではない学校で社会福祉の視点を説明できるスキルなどを指摘したものがあり(安原 2013)、その後、門田(2017b:144)も、学校には様々な専門職が関わることから、SSW が「ソーシャルワークは何なのか」を説明できることが必要だと指摘している。

2015年に文部科学省が示した「チームとしての学校」を受け、2017年には、そのあり方を検討するなかで、改めて、教員等との協働するためにはSSWの専門教育の必要性について言及されている(小林 2017)。他にも、SSW への期待としてチームの「舵取り役」や「まとめ役」について論じられている文献が散見される(大崎 2013:136-137、門田 2017c:117-118)。

最近では、特別支援教育における SSW について、アメリカの特殊教育に SSW の支援役割を紹介しつつ、その養成においてはソーシャルワーク大学院での養成が望まれるとするとするものがある (門田 2017 d)。また、SSW 養成教育のあり方を検討するために、41 校の養成校を対象にアンケート調査 8) を行った研究がある (寺田 2018)。調査結果から、全体的に教育課程の修了者が卒後に SSW職に就くことは少ない傾向にあるが、そのなかでも比較的に卒後 SSW職に就く割合が多かった養成校の、「教育内容の独自性」、「実習時間の長さ」、「担当教員の卒後の関与」といった点に特徴があったのか、その点から「実践力を培う実習プログラム」や「初任者 SSW への支援体制・卒後教育」について言及している。

他にも、法学の立場から、SSW 養成に「人間観の育成」の必要性を指摘したものもあった(安藤 2016:22)。

このような先行研究から、SSW のスペシフィックな教育の必要性や、演習教育内容について明らかにされている部分もある。しかし、養成教育に関する研究数は少なく、より蓄積が必要と考えられる。そのため、本稿では SSW の活用事業における活用状況や課題を分析し、わが国の SSW 養成、特に演習教育においての取り組みについて検討していきたい。

4. 研究方法と対象

文部科学省は、SSW 活用事業という新しい施策の周知や、SSW の効果的な取り組みを検討していくために、2008 年から『スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』(以下、事例集)を作成している。2009 年度は作成されておらず、2010 年度からは毎年作成されている。2010 年度と

2011年度は都道府県教育委員会と指定都市教育委員会のみであったが、2012年度からは中核市教育委員会も加えられた内容となっている。

事例集の内容は、【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について、【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について、【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例、

【4】成果と今後の課題という項目で構成され、各教育委員会で作成されたものが掲載されている。本稿では、2015~2017年度版の事例集を用いて、【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例と、 【4】成果と今後の課題を取り上げ、事例数の集計や内容を分析する。

対象⁹⁾ となる教育委員会数は、2015 年度は都道府県 42、指定都市 18、中核市 28 の計 88 教育委員会、2016 年度は都道府県 45、指定都市 19、中核市 31 の計 95 教育委員会、2017 年度は都道府県 48、指定都市 21、中核市 36 の計 105 教育委員会であった。

5. 結果

(1) SSW の活用事例(改善事例)の状況

事例集には、SSW の活用事例 (解決や好転をしている改善事例) が紹介されている。紹介されている事例数は、2015 年度は 176 事例、2016 年度は 191 事例、2017 年度は 229 事例で、合計 596 事例であった。

問題については事例集で設定された種別があり、2017年度からその内容に変更が見られた。表 2 に問題種別と変更点 (下線部分)をまとめている。2017年度から「非行・不良行為」が新たに加えられている。また、この種別には示されていないが、事例集の活用事例紹介の欄になかに、「性的な被害についての活用事例」という項目が新たに加えられており、活用事例紹介においては種別区分が示されていなかったり、児童虐待として示されていたりしたが、本稿では「性的な被害」として別枠での集計とした。

2016年度まで 2017年度 ①貧困対策(家庭環境の問題、福祉機関との連携等) ①貧困対策(家庭環境の問題、福祉機関との連携等) ②児童虐待(未然防止、早期対応、関係機関との連携等) ②いじめ ③不登校 ③いじめ ④児童虐待 ④不登校 ⑤暴力行為 ⑤暴力行為 ⑥非行・不良行為 ⑥その他(発達障害等に関する問題、心身の健康・保健 ⑦その他 (発達障害等に関する問題、心身の健康・保健 に関する問題) に関する問題)

表 2 事例集の問題種別と変更点

資料 文部科学省「ソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」を基に筆者作成

この種別に沿って集計した結果を図3に示している¹⁰⁾。集計結果からは、SSW が活用された事例において解決や好転した問題として、3年間を通して、最も多かったのが「不登校」のケースであり、

年々増加している。2番目に多かったのは、「貧困対策(家庭環境の問題、福祉機関との連携等)」で、3番目に多かったのは、「その他(発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等)」となった。

全体の内訳は、不登校 351 件 (58.9%)、貧困対策 258 件 (43.3%)、その他 239 件 (40.1%)、児童 虐待 135 件 (22.7%)、暴力行為 57 件 (9.6%)、いじめ 12 件 (2.0%) $^{11)}$ であった。 2017 年度に新設 された「非行・不良行為」と「性的な被害」については、単年度での割合として、非行・不良行為 17 件 (7.4%)、性的な被害 22 件 (9.6%) であった。

複数回答となっていた事例数は、2015 年度は 118 事例 (67%)、2016 年度は 114 事例 (59.7%)、2017 年度は 128 事例 (55.9%) であった。

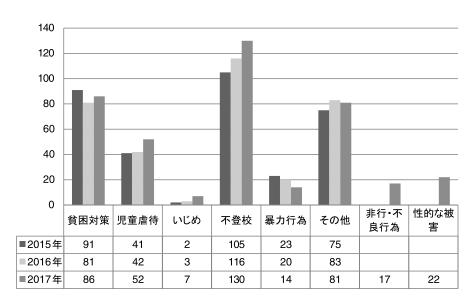


図3 2015-2017 年度事例集紹介事例の問題種別による事例数(筆者作成)

「その他」についてはカッコ書きに、発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等という説明があるが、実際にどのような問題が含まれているか内容を集計し、結果を図4に示している。最も多かったのは、児童生徒の発達障害や知的障害、精神疾患等に関する内容であり、年々増加傾向にある。次いで、親(特に母親)の精神疾患等に関する内容が多く見られた。

内訳は、発達障害等 159 (66.5%)、親の障害や疾患 49 (20.5%)、問題行動・トラブル 19 (7.1%)、 希死・自殺念慮・自傷行為 11 (4.6%)、身体的疾患等 9 (3.8%)、不衛生 4 (1.7%)、交通事故・学内 の事故 3 (1.3%)、担任との親和性 2 (0.8%)、DV 2 (0.8%)、再転校 1 (0.4%)、外国籍 1 (0.4%)、 親の不満 1 (0.4%)、講師として派遣 1 (0.4%)、不明 1 (0.4%) であった。

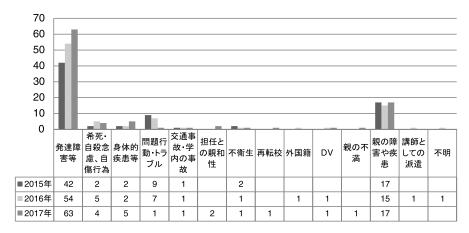


図 4 2015-2017 年度事例集紹介事例の「その他」に含まれる問題別の事例数(筆者作成)

学校別 (子どもの属性) の事例数を表 3 に示している。全体の内訳は、こども園 1 (0.2%)、小学校 246 (41.3%)、中学校 230 (38.6%)、高校 33 (5.5%)、特別支援学校 3 (0.5%)、複数:支援が必要な きょうだいの所属が違う場合 19 (3.2%)、不明:事例中からは区別ができなかったもの 59 (9.9%)、その他:個別の事例ではないもの 5 (0.8%) であった。

	こども園	小学校	中学校	高校	特別支援学校	複数	不明	その他
2015 年度		85	64	8	1	8	9	1
2016 年度		73	85	11	2	7	11	2
2017 年度	1	88	81	14		4	39	2

表 3 2015-2017 年度事例集の学校別の事例数(筆者作成)

(2) 今後の課題の状況

SSW 活用事業においてどのような課題が挙げられているか、2016 年度分と 2017 年度分を概観してみた。2016 年度分 $^{12)}$ については分類を試みた。

まず、2016 年度で最も件数が多かった内容は、「SSW の資質向上とそのための研修の充実」(52) および、「社会福祉士等の有資格者の人材確保や増員」(52) である。次いで、「SSW の役割や活用方法の周知」(43)、「SSW の派遣回数や時間、効果的な配置方法」(25)、「チーム学校といった組織で対応できる仕組みづくり」(24) などが続いている。他にも、「県 SSW と市町村 SSW の役割を明確にする」(神奈川県) といったことも挙げられていた。全部で17項目に分類した。

2017 年度分を概観してみると、2016 年度とほぼ同じような課題が挙げられているが、他にも「保護者面談を円滑にすすめるためのアプローチの工夫や、保護者への周知の工夫等」(広島県)や「介護保険、年金制度、未成年後見人制度等、社会福祉制度についての知識だけではなく実践的・具体的に活用していくための研鑚」(越谷市)、「発達障害に関する相談増加による的確な対応力」(熊本市、

高槻市など)といった、SSW の資質向上に関する具体的な課題もみられた。

以上のように今後の課題を概観し、主に2016年度の分類から3つの課題を抽出することができた。 すなわち、「SSW の資質向上」、「チーム学校の仕組みづくり」、「勤務条件の改善」である(図5参照)。

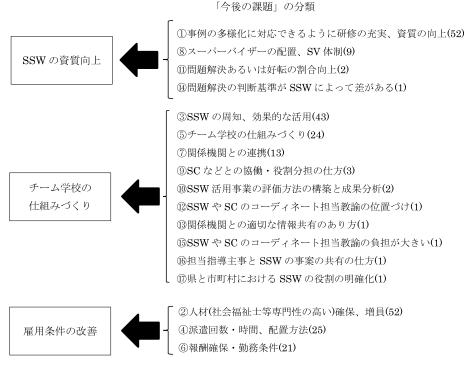


図5 2016年度事例集の「今後の課題」から見える3つの柱(筆者作成)

6. 考察

以上のような結果から、2015~2017 年度における事例集では 596 事例の改善事例が紹介されており、限られた人数や配置時間数にも関わらず、主に「不登校」や「貧困対策」、「発達障害等」の事例などで、SSW の役割・機能が発揮されていることがわかった。また、いくつかの課題も挙げられており、集約してみると「SSW の資質向上」、「チーム学校の仕組みづくり」、「雇用条件の改善」といった3つの大きな課題がみられた。

以下、SSW養成にかかわる課題として、「SSWの資質向上」と「チーム学校の仕組みづくり」を取り上げ、改善事例状況と併せて、それぞれの点から演習教育でどのような取り組みが必要かを検討してみたい。

まず一つ目の「SSW の資質向上」であるが、多くの教育委員会が今後の課題として挙げていた。 ではどういった資質を向上させる必要があるのだろうか。 わが国では、子どもたちを取り巻く環境の変化により、児童虐待やいじめ、不登校など子どもたちに関する問題は年々増加しているといった厳しい状況がある。厚生労働省 (2018) と文部科学省 (2018c) による、2015~2017 年度における「児童虐待」、「暴力行為」、「いじめ」、「不登校」、「自殺」の状況の報告を表 4 に示している。最も多かったのはいじめの認知件数で、毎年 10 万件ほどの増加が見られ、2017 年度は 414,378 件にのぼる。次いで多かったのは不登校で、同じく毎年の増加が見られ、2017 年度は 193,674 人にのぼる。暴力行為も増加傾向がみられ、2017 年度は 63,325 件であった。自殺も増加傾向がみられ、2017 年度は 250 人であった。

		2015 年度	2016 年度	2017 年度
児童虐待相談対応件数(件)*1	総数	103,286	122,575	133,778
	(性的虐待)	1,521	1,622	1,540
暴力行為発生件数(件)*2		56,806	59,444	63,325
いじめの認知件数 (件)*2		225,132	323,143	414,378
不登校児童生徒数(人)*2	総数	175,554	182,248	193,674
	(小・中学校)	125,991	133,683	144,031
	(高校)	49,563	48,565	49,643
自殺した児童生徒数(人)*2		215	245	250

表 4 児童虐待や問題行動等の推移

この文部科学省調査と本調査を比較してみると、文部科学省調査で最も件数の多かったいじめ¹³⁾ については、SSW 活用事業における改善事例の紹介率としては最も少なかった。全体的に SSW が介入している事例としても少ないのではないかという示唆を得る結果とも考えられる¹⁴⁾。

文部科学省 (2017 c、2018 b、2018 c) によれば、いじめが解消している割合は、2015 年度は88.7%、2016 年度は90.5%、2017 年度は85.8%となっており、高い割合で推移していると言えるだろう。ただ、文部科学省調査結果からは、どのような状態が「解消している」と判断されているか具体的にはわからなかった。いじめの紹介事例のほとんどが、学校からの要請でSSW が介入しており、保護者と学校の関係が悪いケースが多かった。事例から見える SSW の役割は、SSW がケース会議を提案・開催/要保護児童対策地域会議出席(H27 栃木県、枚方市、H28 山口県、宮崎県、新潟市、H29 静岡県、大阪府、和歌山県、横浜市、浜松市)、関係者の役割分担(H29 静岡県、大阪府、和歌山県、疾松市)、保護者面談・対応(H27 栃木県、H28 山口県、宮崎県、新潟市、H29 静岡県、愛媛県、横浜市、奈良市)、本人面談(H28 山口県、新潟市)、教員支援(H29 和歌山県)、役所担当課とのつなぎ(H29 静岡県、大阪府)などであった。いじめについては、いじめられる側、いじめる側、それぞれの保護者や家庭状況、クラス担任などさまざまな対応が必要となってくる。そのため、SSW が適切な知識や技術をもって第三者的な立場で介入する役割は大きいと思われる。

^{*1:} 資料 厚生労働省「平成29年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」

^{*2:} 資料 文部科学省「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果に ついて」より抜粋し筆者作成

いじめの認知件数と解消率を考えれば、ある程度学校での対応が功を奏しているという評価もできるだろうが、解消されていないケースに目を向けると、2017年度では全体の14%ほどにあたる6万件ほどになる。いじめを苦に自殺をするといった事件 ¹⁵⁾ なども発生しており、子どもたちの命を守るためにもその対応が急がれる問題である。

			2015 年度	2016 年度	2017 年度
いじめ					
	解消している件数(件)		199,615 (88.7%)	292,530 (90.5%)	355,698 (85.8%)
不登校					
	登校する又はできるように	(小学校、中学校)	36,147 (28.7%)	37,733 (28.8%)	36,433 (25.3%)
	なった児童生徒数(人)	(高校)	19,458 (39.3%)	17,412 (35.9%)	19,042 (38.4%)
		計	55,605 (31.7%)	55,145 (30.3%)	55,475 (28.6%)
	継続した登校には至らない	(小学校、中学校)	27,611 (21.9%)	27,683 (20.7%)	30,621 (21.3%)
	ものの好まし変化がみられるようになった児童生徒数	(高校)	5,762(11.6%)	6,226 (12.8%)	5,890 (11.9%)
	(人)	計	33,737 (19.0%)	33,909 (18.6%)	36,511(18.9%)

表 5 いじめと不登校の解消・好転状況

資料 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(平成27・28・29年度分)より抜粋し筆者作成

戸田(2018)は、大津中学いじめ自殺事件を取り上げ、自殺に至るまでの危機経路として「家族問題が発生した段階」、「『非行』へと走った段階」、「『いじめ』へと連鎖を起こした段階」、「問題介入を逃した段階」、「精神的に追い詰められた段階」と区分をしたうえで、「生きるための支援」として3つの段階での介入の必要性を示した。特に、生徒が抱える問題について、家庭環境を含めてしっかりアセスメントするという社会福祉機能を果たすSSWが、「家族問題が発生した段階」で公正、中立、独立の立場で介入することを最初にあげている。

つまり、問題が大きくなる前に社会福祉機能を果たすことができる SSW が、公正、中立、独立の立場で介入することで、未然に防ぐことができる問題があると言える。そのため、演習教育においてはアセスメント力や問題を未然に防ぐ力、つなぐ力等を培う必要があり、丁寧な事例研究やケース会議、保護者面談等のロールプレイなどの取り組みが必要となってくるだろう。さらには、派遣型なのか拠点校方式なのかといった配置形態によっても、SSW に求められる役割・機能に違いがある可能性があるため、地域性などを考慮した取り組みは必要と考えられる。

次に、「チーム学校としての仕組みづくり」についてである。「チーム学校」というのは中央教育審議会から出された「チームとしての学校」の略である。中央教育審議会 (2015:12) によれば、その像は「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と説明されている。また、そういった体制づくりとして、文部科学省 (2017a:5) によれば、「関係者が情報を共有し、チームとして取り組

むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議(スクリーニング会議)を定期的に実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要」とされる。これらの説明からは、「学校内の多様な人材」や「校内組織」といった言葉がみられ、学内での対応が中心とも思えるが、学外、いわゆる地域社会(制度、人)と繋ぎながら多面的に問題への対応ができるようにSSWへの期待がある。

このような「チーム学校の仕組みづくり」には、これから養成される SSW がその一端、あるいは要を担うことになるとも言えるだろう。そのような人材となれるように演習教育では、既知と思っている「学校」の理解を再構築したり、ケース会議の手法や学校や教育委員会の制度や文化を理解したりするために、学校や教育委員会の様々な立場の方に直接話をうかがうなどのフィールドワークの機会を設けることも必要になってくると考えられる。

最後に、社会福祉士養成におけるスクールソーシャルワーク教育課程において、必要な取り組みを整理する。スクールソーシャルワーク教育課程が社会福祉士養成をベースとしている場合、社会福祉士の実習教育等を経て、スクールソーシャルワーク演習を履修する。しかし、社会福祉士養成はジェネラリスト・ソーシャルワークを基本とし、実習先等も幅広い。社会福祉士養成のなかでは、子どもの発達や学校等について学ぶ機会は非常に限定的と言える。そのため、SSWに必要な子どもの発達や学校等に関する知識については、スクールソーシャルワーク教育課程のなかで取り組む必要があり、いかに限られた専門教育期間のなかで効果的な学びができるかは課題と考えられる。なかでも、演習教育は実践へとつなぐための重要な位置づけであり、子どもの発達や学校、教員文化といった理解の上に、学校における子どもたちにとってのアドボカシーシステムとしての仕組みづくりの視点を意識した取り組みが必要と言える。

おわりに

本稿の目的は、『SSW 活用事業事例集』を用いてその実際を捉え、SSW 養成のなかでも特に演習教育における取り組みについて考えることであった。事例集の分析を通して、専門性の高い SSW に期待が寄せられていることを改めて確認することができた。それは、教育課程の充実も要請されていると捉えることができるだろう。

本調査からは、SSW活用事業において改善事例が多数紹介されており、特に「不登校」や「貧困対策」、「発達障害等」についての事例が多く、「いじめ」の事例が最も少ないことが明らかになり、SSWが介入する事例としても少ないことが示唆される結果となった。また、今後の課題として「SSWの資質向上」、「チーム学校としての仕組みづくり」、「雇用体制の改善」といった大きな3つの課題を明らかにした。

本調査結果と文部科学省が示す子どもたちの現状とを比較しながら、演習教育においての取り組み

について、改善事例の実際と併せて、「SSW の資質向上」、「チーム学校の仕組みづくり」という2つの視点から検討し、最後に社会福祉士養成におけるスクールソーシャルワーク演習での取り組みについて整理した。

今回は、過去3年分の事例集によってスクールソーシャルワークの実際を捉えることを試みたが、 一側面であるという限界もあった。今後は、地域性なども踏まえ、多角的に実践を捉えながら、SSW 養成教育についての研究を継続していきたい。

引用・参考文献

日本学校ソーシャルワーク学会編(2017)『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規

山下英三郎(2003)『スクールソーシャルワークー学校における新たな子ども支援システムー』、学苑社

文部科学省(2008)『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』

文部科学省(2015)「学校における教育相談に関する資料」(平成27年12月17日)

文部科学省(2016)『平成27年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』

文部科学省(2017a)「児童生徒の教育相談の充実について~学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり ~ (報告)」(平成29年1月)

文部科学省(2017b)「文部科学省における平成30年度児童虐待防止対策関連予算要求について」

文部科学省(2017c)「平成27年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(確定値) について」

文部科学省(2017d)『平成28年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』

文部科学省(2018a)「文部科学省における平成31年度児童虐待防止対策関連予算要求について」

文部科学省 (2018b) 「平成 28 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (確定値) について」

文部科学省 (2018 c) 「平成 29 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」

文部科学省(2018d)『平成 29 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』

厚生労働省(2018)「平成29年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」

中央教育審議会(2015)「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について~学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて~」(平成27年12月21日)

内閣府(2014)「子供の貧困対策に関する大綱~全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を 目指して~」(平成26年8月29日)

鈴木庸裕 (2007) 「スクールソーシャルワーカー養成-実習指導や現職者養成の指導者の立場から-」『学校ソーシャルワーク研究』(2)、12-24

太田由加里 (2009) 「次世代育成支援におけるスクールソーシャルワーカーの養成と今後の課題」『田園調布学園 大学紀要』(4)、49-59

宮嶋淳(2011)「社会福祉士に対するスクールソーシャルワーカー養成研修プログラムに関する研究」『中部学院 大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』(12)、103-112

安原佳子 (2013)「スクールソーシャルワーカー養成における演習教育の課題」『桃山学院大学総合研究所紀要』39 (1)、139-151

大崎広行 (2013)「スクールソーシャルワーカーへの期待-担任をサポートするシステム-」『児童心理』67 (9)、

133-137

安藤博 (2016)「つなげる研究、つながる実践IX-5 スクールソーシャルワーカーの養成で大切にしてほしいこと」 『週刊教育資料』No.1402、21-23

門田光司 (2017a)「わが国におけるスクールソーシャルワーカーの人材養成について」日本学校ソーシャルワー ク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』中央法規、第VI章

門田光司(2017b)「スクールソーシャルワークの現状と将来」『社会福祉研究所報』(45)、123-144

門田光司 (2017c) 「スクールソーシャルワーカーの実際と魅力」『社会福祉研究所報』(45)、107-121

門田光司 (2017d) 「わが国の学校ソーシャルワーク実践と専門人材の育成」『発達障害研究』39 (2)、175-187

門田光司・鈴木庸裕編著 (2010)『ハンドブック学校ソーシャルワーク演習-実践のための手引き-』ミネルヴァ 書房

米川和雄(2010)『スクールソーシャルワーク実習・演習テキスト』北大路書房

ソ教連(2017)「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」パンフレット

(http://jaswe.jp/ssw/ssw pamphlet2017.pdf)

戸田典樹 (2018)「学校教育における社会福祉機能導入の必要性~「大津中学いじめ自殺事件」を題材にして~」 『神戸新和女子大学大学院研究紀要』第 14 巻、31-42

注

- 1) 設置当初の 1950 年は 18 名、196 年には 32 名、1964 年には 43 名といった状況である。役割については、 1953 年当時は原則一般授業から解放されていたが、1962 年には一部授業を担任することが原則とされた。詳細は日本学校ソーシャルワーク学会編 (2017: 29-30) 参照。
- 2) 山下は、週5日30時間の半年契約という嘱託の教育相談員として雇用された。1986~1998年までの13年間 の雇用期間だったようだが、契約内容変更にともない、1986年度までが実質的な訪問活動期間とみなされる とのことである。(山下 2003:113-118)
- 3) 「プラットフォーム」という捉え方については、内閣府 (2014) による「子供の貧困対策に関する基本的な方針」のひとつに掲げられており、その内容は「教育の支援では、『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る」とされる。そのなかで特に、学校を窓口とした福祉関連機関等との連携や義務教育段階の就学支援の充実、生活困窮世帯への学習支援などにおいて SSW の配置が位置づけられている。
- 4) 「チームとしての学校」とは、中央教育審議会 (2015:11) によれば「多様な専門人材が責任を伴って学校に参画し、教員はより教育指導や生徒指導に注力」でき、「学校のマネジメントが組織的に行われる体制」を整え、「チームとしての学校と地域の連携・協働を強化」できるような状態がイメージとして示されている。そのチーム学校の一員に SSW は位置づけられる。
- 5) 学校教育法施行規則第65条の3において、「スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する」と規定されている。
- 6) ちなみに、2018年4月現在の養成校数は55校である。内、九州では9校の設置が見られる。
- 7) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定に関する規定第6条第7項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について(通知)」平成30年8月2日
- 8) 調査項目は、「教育課程の履修人数制限」、「スクールソーシャルワーク専門科目の開講年次」、「実習先種別」、「実習時間」、「実習指導者要件」、「実習指導者と担当教員間での事前の打合わせ」、「巡回指導の回数」、「実習報告会」、「養成校独自の科目開設」、「教育課程修了者の進路」、「卒後の関与状況」である。
- 9) 都道府県については、2016年度と2017年度において、「東京都教育委員会」と別に「都立学校版」が作成されている。指定都市については、「名古屋市教育委員会」と「名古屋市教育委員会2」が作成されている。

- 10) 1つの事例で複数回答となっている場合は、すべて集計の対象とした。
- 11) 事例集では問題種別「②いじめ」と表記してあっても、内容がいじめに関係のない事例があり、その場合は他の問題種別区分に振り分けた。
- 12) 平成29年度版は、2018年10月に入って文部科学省のホームページに登録されたため集計が間に合わず、平成28年度分の集計を用いた。
- 13) 文部科学省(2017c、2018b、2018c)によれば、いじめの発見のきっかけでは、アンケート調査など学校の取組により発見が最も多く50%台で推移している。本人からの訴えは18%前後で推移している。学級担任が発見している割合は11%台で推移している。SSWを含むスクールカウンセラー等の相談が発見したという場合もみられている。他に、「学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)」、「養護教諭が発見」、「当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え」、「児童生徒(本人を除く)からの情報」、「保護者(本人の保護者を除く)からの情報」、「地域の住民からの情報」、「学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報」、「その他(匿名による投書など)」があった。
- 14) 文部科学省 (2015) によれば、H26 年度の SSW の支援状況として、不登校 12,183 件、いじめ 857 件、暴力 行為 990 件、児童虐待 2,981 件、友人関係 2,875 件、非行・不良行為 2,005 件、家庭環境の問題 13,565 件、教職員との関係 1,738 件、心身の健康・保健 3,333 件、発達障害等 7,828 件、その他 3,427 件となっている。
- 15) 例えば、2010年10月に桐生市では小学6年生が、2011年10月に滋賀県大津市では公立中学校2年生がいじめを苦に自殺しているといった事件がある。